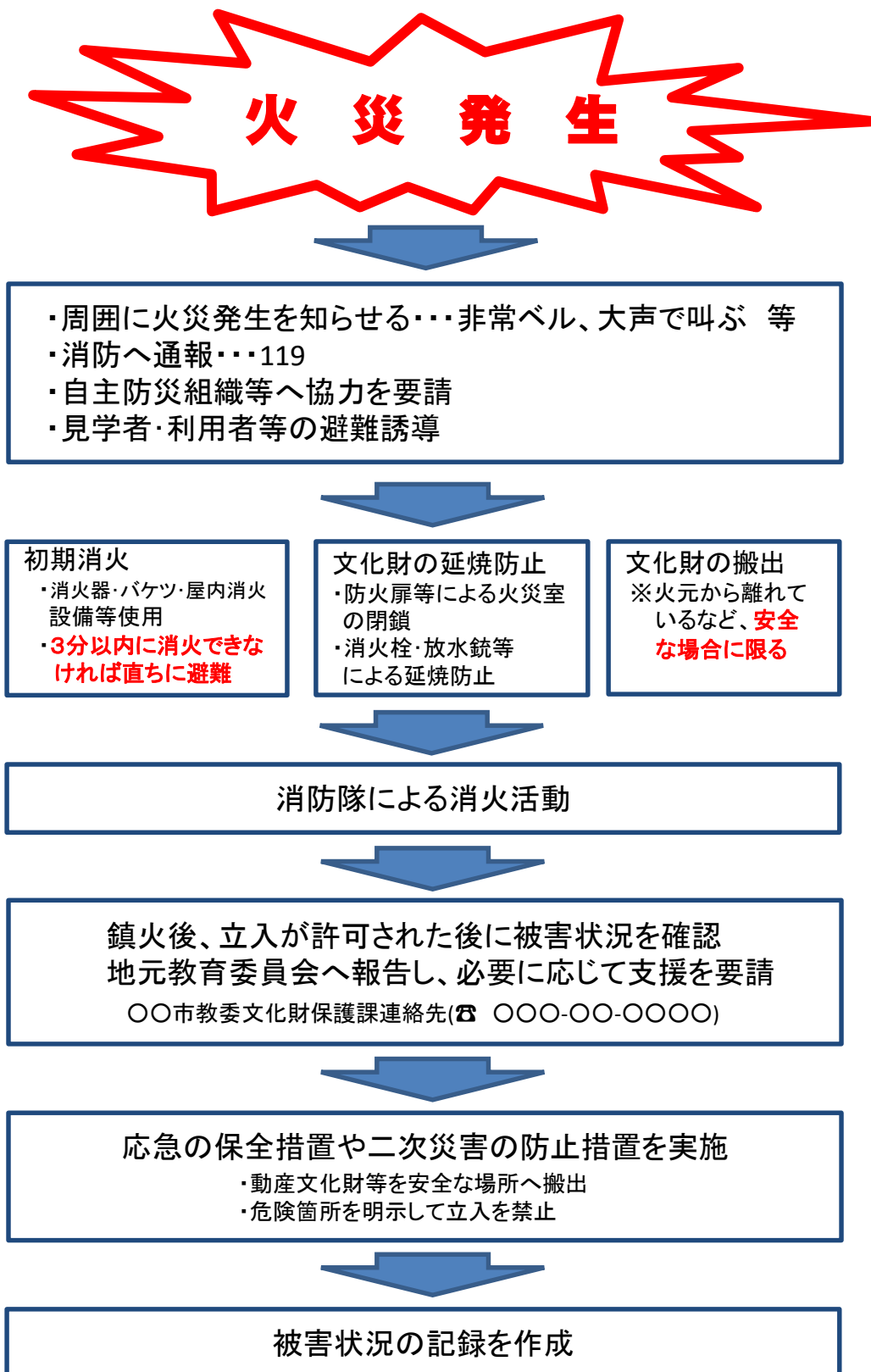
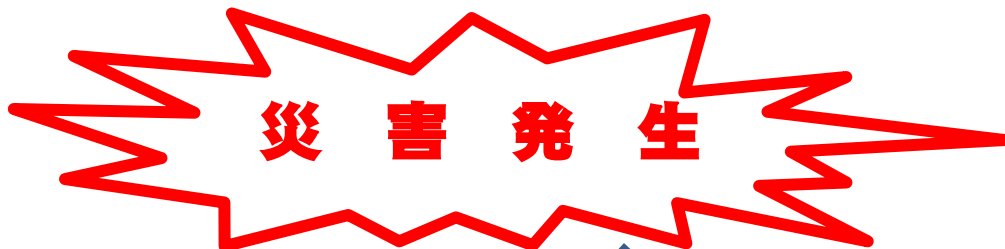


火災【所有者・管理団体】



風水害・雪害 【所有者・管理団体】

- ・事前に気象情報をチェック
- ・被害が予想される場合、早めの対策や避難を実施
 - 安全な場所への避難(人・文化財・記録類 等)
 - 文化財の被害対策(上階への移動、窓際から離す、ビニールで覆う 等)



人命の危険
なし

人命の危険
あり

- ・安全確保の措置
 - 浸水箇所の遮水措置
 - 見学者等の避難誘導
 - 危険箇所からの退避

- ・人命を守る行動
 - 見学者等の避難誘導
 - 安全な場所への避難
 - 消防等へ救助を要請
 - 避難後に地元教育委員会へ報告

- ・安全が確保されてから被害状況を確認
- ・地元教育委員会へ報告し、必要に応じて支援を要請
 - 〇〇市教委文化財保護課
 - ☎ 〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

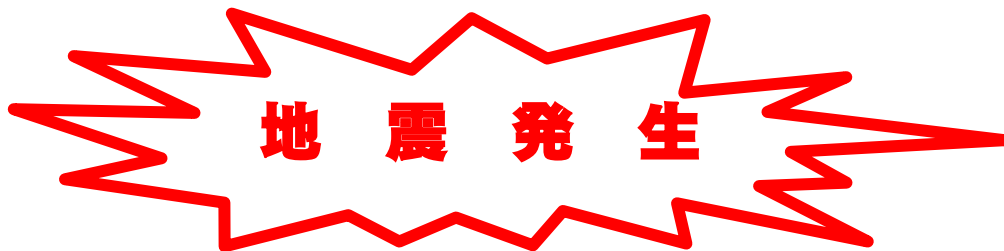
- ・安全に立入が可能となつたら
 - 被害状況を確認し地元教育委員会へ報告。
 - 必要に応じて支援を要請
 - 被災文化財の保全
 - (専門調査が済むまで処分しない)
 - 被害状況の記録(写真による記録)
 - 文化財レスキューへの協力
 - (敷地・建物内への立入許可 等)

- ・応急の保全措置と二次被害の防止措置を実施
 - 動産文化財の搬出
 - 危険箇所への立入禁止

- ・被害状況の記録作成

- ・被害状況の記録作成

地震 【所有者・管理団体】



人命の安全確保の行動
・安全ゾーン(※)への避難、見学者等の避難誘導
・揺れが収まってから → ドアや窓を開け避難路を確保
火の始末(初期消火の実施)
※落下・転倒物が少なく、閉じ込められない場所

人命の危険
なし

・安全を確認してから被害状況を把握
余震に注意
・地元教育委員会へ報告し、必要に応じて支援を要請

・応急の保全措置と二次被害の防止措置を実施
シート等により水損・飛散を防止
危険箇所への立入禁止
動産文化財の搬出
・応急危険度判定士による応急的危険度判定の実施
必要に応じて支保工等を設置
・ヘリテージマネージャーによる被災調査

・被害状況の記録作成

人命の危険
あり

・迅速な避難
危険箇所からの退避
見学者等の避難誘導
火災・負傷者の発生
→消防へ通報・救援要請
ガス・水道・電気の遮断(可能な場合)

・安全な場所に避難してから
可能なら外部から被害状況を確認
地元教育委員会へ報告・支援要請
(被害状況・避難の有無・連絡先等)

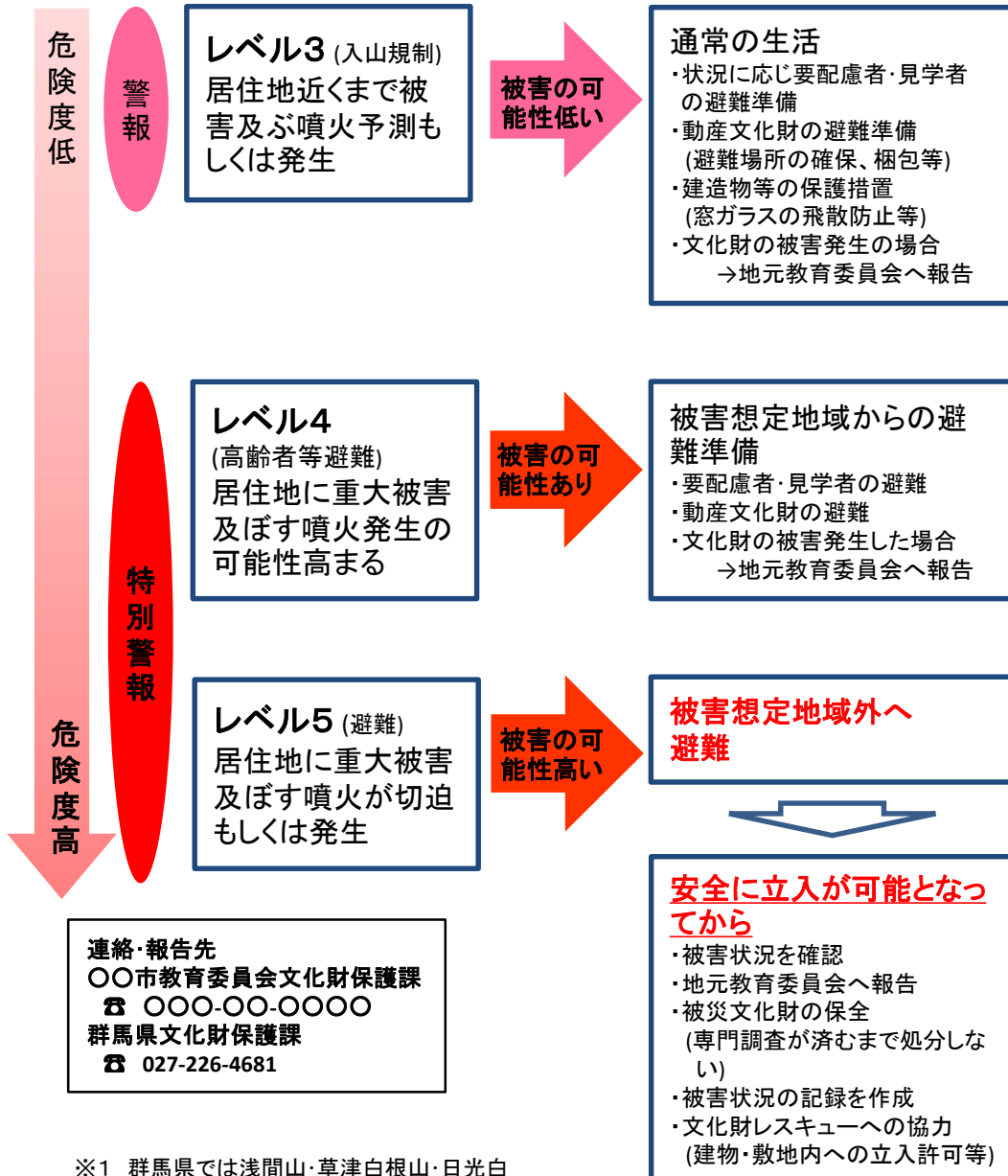
・応急の保全措置と二次被害の防止措置を実施
被災文化財の保全
(専門調査が済むまで処分しない)
文化財レスキューへの協力
(敷地・建物内への立入許可)
・応急危険度判定士による応急危険度判定の実施
・ヘリテージマネージャーによる被災調査

・被害状況の記録作成

火山災害 【所有者・管理団体】 (被害想定地域に所在する文化財に限る)

- ・日頃から気象庁の噴火警報・予報をチェック
- ・噴火警戒レベル(※1)に応じた災害対応を把握
- ・地元市町村の防災計画を把握

火山警報と噴火警戒レベル3以上の発出(※2)



※1 群馬県では浅間山・草津白根山・日光白根山において運用されている

※2 レベル2以下では、被害は火口周辺のみで、避難の必要なしとされている